

令和元年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ338,878千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,521,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		319,292	△783	318,509
	1 財 産 運 用 収 入	319,292	△783	318,509
2 繰 入 金		47,541,542	△338,095	47,203,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,982,250	△337,312	23,644,938
	2 基 金 繰 入 金	23,559,292	△783	23,558,509
歳 入	合 計	78,860,834	△338,878	78,521,956

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		78,860,834	△338,878	78,521,956
	1 公 債 費	78,860,834	△338,878	78,521,956
歳 出 合 計		78,860,834	△338,878	78,521,956

令和元年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,029,421千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		1,650,749	△1,514,007	136,742
	1 財 産 運 用 収 入	749	△75	674
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000	△1,513,932	136,068
2 繰 入 金		1,650,000	△1,515,413	134,587
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000	△1,515,413	134,587
3 繰 越 金		1	△1	0
	1 繰 越 金	1	△1	0
歳 入 合 計		3,300,750	△3,029,421	271,329

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基金管理費		750	△76	674
	1 基金管理費	750	△76	674
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,515,413	134,587
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,515,413	134,587
3 繰 出 金		1,650,000	△1,513,932	136,068
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,513,932	136,068
歳 出 合 計		3,300,750	△3,029,421	271,329

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 土地取得事業費			74,300
	1 公共用地取得事業費		74,300
		道路事業費	74,300
合	計		74,300

令和元年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,341,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,622,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		55,000,155	△3,992,365	51,007,790
	1 負担金	55,000,155	△3,992,365	51,007,790
2 国庫支出金		56,548,895	△1,047,506	55,501,389
	1 国庫負担金	33,977,304	△514,150	33,463,154
	2 国庫補助金	22,571,591	△533,356	22,038,235
3 療養給付費等交付金		1,944,802	△1,795,404	149,398
	1 療養給付費等交付金	1,944,802	△1,795,404	149,398
4 前期高齢者交付金		55,023,961	△1,930,886	53,093,075
	1 前期高齢者交付金	55,023,961	△1,930,886	53,093,075
6 財産収入		288	△234	54
	1 財産運用収入	288	△234	54
7 繰入金		11,312,746	△620,225	10,692,521
	1 一般会計繰入金	10,873,649	△181,128	10,692,521

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	439,097	△439,097	0
8 繰越金		0	3,011,342	3,011,342
	1 繰越金	0	3,011,342	3,011,342
9 諸収入		12,029	34,068	46,097
	4 雑入	12,029	34,068	46,097
歳入合計		179,964,129	△6,341,210	173,622,919

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		84,994	△777	84,217
	1 総 務 管 理 費	75,506	△777	74,729
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		141,557,263	△3,722,499	137,834,764
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	141,557,263	△3,722,499	137,834,764
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,265,584	△1,585,867	23,679,717
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,265,584	△1,585,867	23,679,717
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		116,217	△20,844	95,373
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	116,217	△20,844	95,373
5 介 護 納 付 金		9,420,264	△605,187	8,815,077
	1 介 護 納 付 金	9,420,264	△605,187	8,815,077
6 病 床 転 換 支 援 金 等		727	△582	145
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	727	△582	145
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000	△180,000	0
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000	△180,000	0

款	項	補正前の額	補正額	計
10 基金積立金		288	△234	54
	1 基金積立金	288	△234	54
12 諸支出金		3,188,412	△282,365	2,906,047
	1 償還金及び還付加算金	3,111,809	△278,996	2,832,813
	2 市町村助成金	76,603	△3,369	73,234
13 繰出金		0	57,145	57,145
	1 繰出金	0	57,145	57,145
歳出合計		179,964,129	△6,341,210	173,622,919

令和元年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		8,061	7,992	16,053
	1 繰 越 金	8,061	7,992	16,053
3 諸 収 入		95,819	△422	95,397
	2 貸 付 金 元 利 収 入	95,604	△422	95,182
歳 入 合 計		109,100	7,570	116,670

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		109,100	7,570	116,670
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	109,100	7,570	116,670
歳 出 合 計		109,100	7,570	116,670

令和元年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ937,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸 収 入		659,781	265,458	925,239
	2 貸 付 金 元 利 収 入	659,615	265,458	925,073
歳 入 合 計		671,723	265,458	937,181

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		558,242	264,995	823,237
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	558,242	264,995	823,237
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業 費		113,481	463	113,944
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費	113,481	463	113,944
歳 出 合 計		671,723	265,458	937,181

令和元年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		11,499	△55	11,444
	1 繰入金	1	2	3
	3 諸収入	480	△57	423
2 業務勘定収入		738	2	740
	3 諸収入	52	2	54
歳 入 合 計		27,531	△53	27,478

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金		27,531	△53	27,478
	1 貸 付 勘 定	11,499	△55	11,444
	2 業 務 勘 定	738	2	740
歳 出 合 計		27,531	△53	27,478

令和元年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		79,000	0	79,000
	1 繰入金	1	19	20
	2 繰越金	78,999	△19	78,980
2 業務勘定収入		912	19	931
	2 繰越金	700	19	719
歳 入 合 計		79,912	19	79,931

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金		79,912	19	79,931
	1 貸付勘定	79,000	0	79,000
	2 業務勘定	912	19	931
歳 出 合 計		79,912	19	79,931

令和元年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,419,417千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,667,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2	6,244	6,246
	1 負担金	2	6,244	6,246
2 使用料及び手数料		547,194	105,359	652,553
	1 使用料	547,194	105,359	652,553
3 財産収入		506,718	△33,322	473,396
	1 財産売却収入	1	△1	0
	2 財産運用収入	506,717	△33,321	473,396
4 繰入金		13,121,711	△1,535,142	11,586,569
	1 一般会計繰入金	13,121,711	△1,535,142	11,586,569
6 諸収入		246	320,444	320,690
	1 雑収入	246	320,444	320,690
7 県債		12,846,000	△1,283,000	11,563,000
	1 県債	12,846,000	△1,283,000	11,563,000

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳	入 合 計	27,087,232	△2,419,417	24,667,815

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		26,133,869	△2,617,450	23,516,419
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	19,719,485	△1,943,286	17,776,199
	2 荷 役 機 械 整 備 費	6,326,050	△667,113	5,658,937
	3 上 屋 管 理 運 営 費	56,015	△2,299	53,716
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	32,319	△4,752	27,567
2 相馬港港湾整備事業費		930,471	△2,567	927,904
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	879,510	△1,157	878,353
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	10,237	△1,410	8,827
5 港 湾 整 備 事 業 費		0	200,600	200,600
	1 一 般 会 計 繰 出 金	0	200,600	200,600
歳 出 合 計		27,087,232	△2,419,417	24,667,815

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 小名浜港港湾整備事業費			121,532
	2 荷役機械整備費		121,532
		荷役機械管理運営費	121,532
合	計		121,532

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 小名浜港港湾整備事業費			2,125,207	4,231,812
	1 ふ頭埋立造成費		2,125,207	4,231,812
		ふ頭埋立造成費	2,125,207	4,231,812
合	計		2,125,207	4,231,812

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 ( 小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費 )	9,596,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	8,616,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷 役 機 械 建 造 費 ( 小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費 )	2,950,000				2,646,200			
計	12,846,000				11,563,000			

令和元年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,119,359千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,474,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,863,931	81,959	3,945,890
	1 負 担 金	3,863,931	81,959	3,945,890
2 使用料及び手数料		1,779	31	1,810
	1 使 用 料	1,779	31	1,810
3 国庫支出金		774,500	1,486,509	2,261,009
	1 国庫補助金	774,500	2,500	777,000
	2 国庫負担金	0	1,484,009	1,484,009
4 繰 入 金		7,958,753	△3,720,681	4,238,072
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,958,753	△3,720,681	4,238,072
5 繰 越 金		546,694	603,623	1,150,317
	1 繰 越 金	546,694	603,623	1,150,317
7 県 債		448,400	429,200	877,600
	1 県 債	448,400	429,200	877,600

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	13,594,306	△1,119,359	12,474,947

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		13,594,306	△1,119,359	12,474,947
	1 管 理 費	7,507,117	△3,407,712	4,099,405
	2 建 設 費	1,371,900	2,307,382	3,679,282
	3 公 債 費	1,515,289	△19,029	1,496,260
歳 出 合 計		13,594,306	△1,119,359	12,474,947

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			2,240,878
	2 建設費		2,240,878
		流域下水道費	15,978
		流域下水道災害復旧費	2,224,900
合 計			2,240,878

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 流域下水道事業費			554,500	759,824
	2 建設費		554,500	759,824
		流域下水道整備費		554,500
合 計			554,500	759,824

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道災害復旧費	426,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
計	426,400			

## (2) 変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備費	298,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	301,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	318,400				321,200			

令和元年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136,056千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,170,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,221,767	△99,634	3,122,133
	1 証紙収入	3,221,767	△99,634	3,122,133
2 繰越金		84,492	△36,422	48,070
	1 繰越金	84,492	△36,422	48,070
歳入合計		3,306,260	△136,056	3,170,204

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		3,273,991	△136,500	3,137,491
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,273,991	△136,500	3,137,491
2 諸 支 出 金		2,269	444	2,713
	1 証 紙 買 戻 金	2,269	444	2,713
歳 出 合 計		3,306,260	△136,056	3,170,204

令和元年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,460千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ460,824千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		202	31	233
	1 財 産 運 用 収 入	202	31	233
3 繰 入 金		202,949	△87,799	115,150
	1 一 般 会 計 繰 入 金	197,729	△87,799	109,930
5 諸 収 入		292,808	21,308	314,116
	2 貸 付 金 元 利 収 入	292,773	19,708	312,481
	3 雑 入	34	1,600	1,634
歳 入 合 計		527,284	△66,460	460,824

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		527,284	△66,460	460,824
	1 奨学資金貸付事業費	527,284	△66,460	460,824
歳 出 合 計		527,284	△66,460	460,824

令和元年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	323,005,980立方メートル	△286,750立方メートル	322,719,230立方メートル
(3) 一日平均給水量	882,530立方メートル	△784立方メートル	881,746立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,024,415千円	45,230千円	3,069,645千円
第1項 営業収益	2,484,689千円	△3,237千円	2,481,452千円
第2項 営業外収益	509,766千円	55,933千円	565,699千円
第3項 特別利益	29,960千円	△7,466千円	22,494千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	3,119,555千円	△74,855千円	3,044,700千円

第1項 営業費用	3,001,595千円	△60,220千円	2,941,375千円
第2項 営業外費用	117,556千円	△14,380千円	103,176千円
第3項 特別損失	404千円	△255千円	149千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額600,898千円は、過年度分損益勘定留保資金535,157千円及び当年度分損益勘定留保資金65,741千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,473,105千円	△410,651千円	1,062,454千円
第1項 企業債	1,468,100千円	△433,100千円	1,035,000千円
第2項 国庫支出金	1千円	23,299千円	23,300千円
第3項 工事負担金	5,000千円	△877千円	4,123千円
第5項 雑収入	2千円	27千円	29千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,104,980千円	△441,628千円	1,663,352千円
第1項 建設改良費	1,582,080千円	△470,983千円	1,111,097千円
第2項 企業債等償還金	522,899千円	29,355千円	552,254千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	補正事業名	前 総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1	建設改良費	小名浜ポンプ場電気設備更新工事	450,000千円	平成29年度	0千円
					平成30年度	342,576千円	
					令和元年度	107,424千円	
				導水管布設工事（J R推進部）	197,776千円	平成29年度	0千円
						平成30年度	7,776千円
						令和元年度	190,000千円
				導水管布設工事（江畑）	900,000千円	平成30年度	200,000千円
						令和元年度	400,000千円
						令和2年度	300,000千円

款	項	補正事業名	後 総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1	建設改良費	小名浜ポンプ場電気設備更新工事	377,108千円	平成29年度	0千円
					平成30年度	342,576千円	
					令和元年度	34,532千円	
				導水管布設工事（J R推進部）	113,608千円	平成29年度	0千円
						平成30年度	7,776千円
						令和元年度	105,832千円

導水管布設工事（江畑）	600,000千円	平成30年度	200,000千円
		令和元年度	100,000千円
		令和2年度	300,000千円

（企業債の補正）

第6条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,468,100千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		
補		正		後	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,035,000千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格	年10%以内（ただし、利率見直し	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償

は、知事が定める。  
 2 借入資金 政府資金その他  
 方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金の補正)

第7条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
317,498千円	1,910千円	319,408千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	264,611千円	△1,328千円	263,283千円

令和元年度福島県地域開発事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	1,744,754千円	1,210千円	1,745,964千円
第2項 営業外収益	1,337,369千円	1,210千円	1,338,579千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	573,159千円	△31,288千円	541,871千円
第1項 営業費用	515,861千円	△49,996千円	465,865千円
第2項 営業外費用	57,297千円	279千円	57,576千円
第3項 特別損失	1千円	18,429千円	18,430千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	75,006千円	726千円	75,732千円

令和元年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計	
患 者 数				
入 院 患 者	年間患者数	70,444人	△7,349人	63,095人
	1日平均患者数	192人	△20人	172人
外 来 患 者	年間患者数	106,237人	△57人	106,180人
	1日平均患者数	433人	4人	437人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,800,817千円	△49,396千円	7,751,421千円
第1項 医業収益	3,185,495千円	△89,172千円	3,096,323千円
第2項 医業外収益	4,258,355千円	△127,205千円	4,131,150千円

第3項 特別利益	356,967千円	166,981千円	523,948千円
支出			
第1款 病院事業費用	7,366,125千円	34,445千円	7,400,570千円
第1項 医業費用	7,119,335千円	△109,388千円	7,009,947千円
第2項 医業外費用	217,441千円	7,495千円	224,936千円
第3項 特別損失	29,349千円	136,338千円	165,687千円

(資本的収入の補正)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額409,830千円は、当年度分損益勘定留保資金409,830千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	1,588,925千円	△70,332千円	1,518,593千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	92,521千円	△70,332千円	22,189千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,776,088千円	△16,695千円	3,759,393千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、

県立病院改革プラン実行経費、災害派遣職員等受入経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
974,058千円	△76,244千円	897,814千円